

事 調 第 6 1 2 号  
令和3年(2021年)10月12日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

営繕工事における熱中症対策に係る試行について

近年の夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用に関して「建築工事における熱中症対策に係る費用について（試行）」（令和元年6月14日付け元農振第622号）が国から通知されていることから、農政部においても、営繕工事における熱中症対策に係る費用について試行を制定し、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 対象工事

令和3年12月21日以降に入札を行う建築工事等価格積算要領を適用する工事

2 対象期間

夏期（6月1日～8月31日）

3 積算方法等

熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、以下のような項目を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

※いずれの項目もリース代を対象とする。

当該項目に係る費用の積算にあたっては、実施に係るリース代を（1）については直接工事費に計上し（2）及び（3）については共通仮設費に積上げ計上する。

なお、土木工事と一括して発注する場合においては、土木工事と重複しないよう留意すること。

#### 4 契約手続き等

##### (1) 特記仕様書の記載

発注予定の工事にあつては、熱中症対策に係る試行を行う旨を特記仕様書に明示する。

##### (2) 適用及び提出

第1回打合せ時に熱中症対策に係る試行の適用について、受発注者間で協議するものとする。

適用を希望した場合は、受注者は施工計画書へ対策期間、対策内容を記載し、工事監督員の確認を受けるものとする。

適用を希望しない場合は、受注者は施工計画書への記載は不要とし、設計変更は行わないものとする。

##### (3) 確認方法

受注者は、実際に履行したことがわかる証明書類（領収書の写し、現場での実施状況がわかる写真等）を工事完成日の20日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は履行状況を確認した上で、内容を精査し設計変更を行うものとする。

#### 5 入札公告等及び特記仕様書への記載について

以下に記載例を示す。

##### (入札公告記載例)

###### 1 入札に付する事項

( ) 本工事は、熱中症対策について、工事監督員と協議し、設計変更においてその対策に必要な費用を計上する試行工事である。

##### (入札説明書記載例)

###### 1 入札に付する事項

( ) 本工事は、熱中症対策について、工事監督員と協議し、設計変更においてその対策に必要な費用を計上する試行工事である。

##### (特記仕様書記載例)

###### ○熱中症対策に係る試行について

(1) 本工事は、熱中症対策について、工事監督員と協議し、設計変更においてその対策に必要な費用を計上する試行工事である。

###### (2) 対象期間

夏期（6月1日～8月31日）

###### (3) 熱中症対策の項目

ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

イ ドライミスト

ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

※いずれの項目もリース代を対象とする。

- (4) 第1回打合せ時に熱中症対策に係る試行の適用について、受発注者間で協議するものとし、適用を希望した場合は、受注者は施工計画書へ対策期間、対策内容を記載し工事監督員の確認を受けるものとする。
- (5) 受注者は、実際に履行したことがわかる証明書類（領収書の写し、現場での実施内容がわかる写真等）を工事完成日の20日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は履行状況を確認した上で、内容を精査し設計変更を行うものとする。

調整係  
設計積算係

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

共通費区分	対策項目
共通仮設費	作業場用大型扇風機、作業換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機 等
現場管理費	熱中飴、タブレット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服 等